

「自律型サービス付き高齢者向け住宅」の登録対象

居室内の設備等は以下に示す自律した日常生活に必要な施設を有し、住宅としての面積は、以下に示す一定の専有面積を有する住宅とする。

①洗面設備、トイレ、風呂、台所、収納設備、バルコニー等の物干しスペース

②専有面積は一人部屋の場合 25 m²以上とする。

また、以下の点を考慮した運営がされていること。

①居室内の設備が適切に維持管理されていること

②運営面でも入居者の自律した生活を促す配慮がなされること

③入居者の要件を、要支援・要介護認定を受けた者に制限していないこと